

政令第 号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五条第一項第二号ニの規定に基づき、この政令を制定する。

1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員（地位を自己の役員又は職員が占めていること。）

2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して

特定支配関係を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

附 則

この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理由

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴い、特定事業者の選定等における法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人について定める必要があるからである。